

令和 8 年度
いじめ防止基本方針



始良市立加治木小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。また、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために行う。

始良市立加治木小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本方針をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項 (定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等の人間関係がある状態を指す。

「物理的な影響」とは、殴られたり蹴られたりするなど身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に十分に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

「いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえ、全ての児童を対象に、

いじめに向かわせないための未然防止の取組が最も大切となる。児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや人間関係づくりを行うことを未然防止の基本とする。

(2) いじめの未然防止のための具体的な措置

ア いじめについての共通理解の促進

いじめの態様や構造、背景、具体的な指導上の留意点等について、職員会議や校内研修等で全教職員の共通理解を図ることが大切である。また、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが必要である。その際、いじめの未然防止のための活動が、児童に容易に認識される取組を行うことが大切である。さらに、学校のいじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとることも大切である。

- いじめ問題を考える週間の設定（４・９・１月）
- 生徒指導連絡会の実施（毎週月曜と水曜の放課後）

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童に他者を共感的に理解できる情操を培うとともに、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養い、道徳性、社会性を育むことが大切である。また、児童が適切に他者とコミュニケーションを図る能力（人と関わる力）を育てる活動を推進していくことが必要である。

- 校内人権月間における人権標語などの取組
- 道徳教育、特別活動、各教科指導の場における話し合い活動の充実

ウ いじめを引き起こさないための土壌づくりと適切な対応

一人一人を大切にしたい分かりやすい授業、また「分からないことが分からないと言える」授業づくりや、学級や学年の人間関係を把握し、児童一人一人が活躍できる集団づくり、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくりの推進を図ることが大切である。さらに、生活上のストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけていくのではなく、自分自身でストレスに適切に対処できる力を育てていくことも必要である。

なお、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものであり、児童の実態を適切に理解した上で指導に当たらなければならない。例えば、「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら、〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導が大切である。

- 特別の教科道徳や特別活動でソーシャルスキルトレーニング、または構成的なグループエンカウンター等に取り組む。

エ 自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬など、いじめの発端になりかねない感情を軽減するために、全ての児童が、自ら他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をつくり、教育活動全体を通じて、児童の自己有用感を高めることが必要である。その際、教職員や家庭、地域の人々などの大人から認められているという思いが得られるようにする。また、困難な状況を乗り越えるような体験の場を積極的に設け、達成感を得させるなど、自己肯定感が高まる活動を推進していくことが必要である。

- 規律正しい態度で学習や行事に参加できるようにする。
- 分かる授業づくりに努め、確かな学力の定着を図る。
- 機会や場面を設定して、自他のよさを発見する場や賞賛・激励の場を設定する。

オ 児童のいじめの問題についての学びや取組

児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組等を推進していくことは、児童のいじめの問題に対する意識を高めることになる。教職員は一部の児童だけではなく、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを確認するとともに、児童の主体的活動を支える役割に徹するよう心がけることが大切である。

- 児童会活動・児童総会等で、いじめの防止について、主体的な話合いと取組を推進する（標語作成やポスター募集など）。

カ 情報モラル教育への取組

児童に情報モラルを身に付ける指導の充実を図るようにする。インターネットを通じて行われるいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、児童が行動に移しやすい。一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。また、インターネットを通じて行われるいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るものである。これらのことから、児童に対して、インターネットを通じて行われるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解できるようにする取組を行うことが必要である。

- 教育課程にある、発達段階に応じた情報モラル学習の完全実施
- インターネット利用状況調査を踏まえて、保護者へ啓発（12月）
- 学校便りによる広報啓発

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対し

ては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(2) いじめの早期発見のための具体的な措置

早期発見のための3項目	具体的な取組
ア 定期的なアンケート等の実施	○ 学校生活アンケートやいじめアンケートを実施し、いじめの実態を把握する。 ○ 教育相談に合わせた「学校楽しいーと」を実施し、心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握。アセスメント（見立て）を行う。
イ 普段の生活の様子や個人面談等を活用した児童の実態把握 ☆ 特にクラス替えや転入学等、児童を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合は、より一層の注意が必要	○ 学年会、生徒指導連絡会等を活用した児童の実態共通理解 ○ 常に児童の表情や様子を観察。 <u>観察の視点</u>（いじめ対策必携より） ・ 遅刻や欠席が増えていないか。 ・ うつむきがちになっていないか。 ・ 涙を流した気配が感じられないか。 ・ 筆圧が弱くなっていないか。 ・ グループで孤立しがちでないか。 ・ 一人であることが多くなっていないか。 ・ 遊びの中でいつも同じ役をしていたり、集中してボールを当てられたりしていないか。 ・ 給食時、その子が配膳するといやがられたり、嫌いなものを多く盛られたりしていないか。 ・ 衣服の汚れ・破れ・体の傷がないか。 ・ 教科書やノートに落書きされたり、破られたりしていないか。 ・ 日記・作文・絵画に気になる表現はないか。
ウ いじめ問題について相談しやすい体制づくり（相談体制）	・ スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の保護者への周知及び活用 ・ 個人懇談の実施（7月・11月・2月） ・ 学級PTAでの啓発 ・ 学校の取組の発信（学校便りやPTAの会合）

5 いじめへの早期対応

(1) 基本的な考え方

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先し、かつ、即日、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校において組織的に対応する。その際、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを認識しなければならない。

また、各教職員は、いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録

しておく。いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。被害児童及び保護者に対しては事情や心情を聴取し、「学校をあげて守り抜くこと」を伝え、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。一方で加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会及び関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「ただの喧嘩だろう」等の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(2) いじめの早期対応の具体的措置

ア いじめの発見・通知をうけたときの対応

発見・通知を受けた流れ	具体的な対応
1 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合	○ 必ずその場でその行為を止める。
2 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合	○ 他の業務に優先して、即日、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。 ○ 勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分賞称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保することを徹底する
3 いじめの事実について確認	○ 「問題行動聞き取り用紙」を活用する。 ・ いじめの状況(日時、場所、人数、様態等) ・ いじめの動機や背景 ・ 時系列での事実の把握 ・ 被害児童と加害児童の家庭環境及び日頃の言動や性格、その特徴 ・ 本件について家庭が知っていること ・ 教職員や周辺児童が知っていること ・ これまでの問題行動等 ○ 事実確認のための役割分担 ・ 被害児童、加害児童、周辺児童への聞き取り ・ 当該児童保護者への連絡

4 事実確認の結果	○ 校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡。
5 いじめが深刻化し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき	○ いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察署に通報し、適切に援助を求めること。 (「6 重大事態の対応」を参照)

イ 被害児童又はその保護者への支援

対応の基本的な姿勢	○ 被害児童から、事実関係を聴取する際には、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、安心感をもたせるよう留意する。 ○ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
保護者への対応	○ <u>その日のうちに</u> 保護者に事実関係を伝える。 ○ 被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること伝え、できる限り不安を除去する。 ○ 具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感をもたせながら支援を行う。
支援	○ 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を整えること。 ○ 被害児童にとって信頼できる人と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくること。 ○ 被害児童が安心して、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。 ○ 必要に応じて、ＳＳＷやＳＣなどを活用し、児童の心のケアを図る。 ○ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。 ○ いじめが解消されたと判断される場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行うこと。

ウ 加害児童への指導又はその保護者への助言

対応の基本的な姿勢	○ 組織的に対応し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめをとめ、その再発を防止する措置をとる。 ○ 教育的に十分に配慮し、加害児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように指導する。
保護者への対応	○ 事実関係を把握したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して、その後の対応に当たり、また、保護者に対する継続的な助言を行っていく。
指導や助言	○ いじめは人格を傷付け、人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を

指導や助言	自覚し、心から謝罪できるようにする。けんか両成敗的な指導はしない。 ○ 加害児童が抱える課題やいじめの背景や原因にも注目し、当該児童の安心で安全な環境づくりや、健全な人格の形成に配慮する必要がある。 ○ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意してその後の対応を行っていく。 ○ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
-------	---

エ いじめが起きた集団への働きかけ

対応の基本的な姿勢	○ 被害児童と加害児童はもとより、他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すように方向付けていく。 ○ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを目指す。
働きかけ	○ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えるとともに、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。 ○ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解できるようにする。 ○ 学級全体での話し合いなどを通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を高め、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。

オ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

名誉毀損やプライバシーの侵害等インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとることが必要。必要に応じて法務局に連絡したり警察署に通報したりして、適切に援助を求める。

未然防止、早期発見の観点から、学校ネットパトロールを活用し、インターネット上のトラブルの早期発見に努め、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知しておくことが大切である。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対しても携帯電話等の取扱いについて啓発を図ることが必要である。

(3) いじめの解消

いじめへの対応は、被害児童の安全確保、加害児童への指導だけでなく、いじめそのものの解消まで責任をもつ必要がある。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のいじめ解消の定義にある2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

＜いじめ解消の定義＞

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携・協働が必要である。また、保護者との連携については、家庭生活における小さな変化からいじめの早期発見につなげたり、加害児童に対して毅然とした指導を継続したりするために、いじめに対する認識やいじめ防止基本方針を保護者に十分に説明して協力を得ておくことが大切である。

学校が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な指導の効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。

なお連携する機関の連絡先は、以下のとおりである。

関係機関	電話番号
始良市子ども相談室	0 9 9 5 - 6 6 - 3 2 3 7
始良市警察署	0 9 9 5 - 6 5 - 0 1 1 0
県警察本部（少年サポートセンター）	0 9 9 - 2 3 2 - 7 8 6 9
県総合教育センター教育相談課	0 9 9 - 2 9 4 - 2 2 0 0
県中央児童相談所	0 9 9 - 2 6 4 - 3 0 0 3
子どもの人権 1 1 0 番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
あいびあ	0 9 9 5 - 6 6 - 3 1 2 0
主任児童員，SSW，SC も即連絡可。	

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（法第 28 条第 1 項第 1 号に係る事態）
- ・ 児童が自殺した又は自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（法第 28 条第 1 項第 2 号に係る事態）
- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 「重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する必要がある。

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態が発生したら

ア 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、学校から受けた報告に基づき、重大事態の発生を市長に報告する。

イ 調査の趣旨及び調査主体

調査の主体は、学校又は教育委員会とする。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導，人的措置も含めた適切な支援を行う。

ウ 調査を行うための組織

学校が調査を行う際には、いじめ防止対策委員会において、教育委員会が調査を行う際には、いじめ対策専門委員会を招集し、それぞれが調査に当たる。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為に対し、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか。
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか。

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応し、実効性のある対応策を検討する。

7 組織に対する評価に関して

いじめ防止基本方針の見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめを認知した時の対応の仕方の検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で検証を行う。

チェックリスト（いじめ対策必携より）

- ☐ いじめ問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を行っているか。
- ☐ 点検結果を全職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
- ☐ 児童へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進しているか。
- ☐ いじめの対応に、一人で抱え込まないで学校全体の組織的対応をとっているか。
- ☐ いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
- ☐ いじめを把握した時の教育委員会への報告を迅速に行っているか。
- ☐ 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立が図られているか。
- ☐ 指導上配慮を要する児童の進学や転学等に関して、教員間の適切な引き継ぎ等が行われているか。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を全職員で共通理解し、必要に応じて見直しを図っているか。
- ☐ 学校のいじめ防止基本方針等の対策のための組織について、全職員で共通理解し、機能しているか。

8 いじめの問題への対応体制

【学校教育目標】 人生を切り拓き、社会に貢献できる知力・体力・気力を備えた加治木っ子の育成

【家庭・地域との連携】

- 学級 P T A
- 地域子供会
- PTA生活指導委員会
- コミュニティスクール
- 学校評議委員会
- 民生委員など

【いじめ対策委員会】年間計画の作成・実行・検証・修正の中核になり、PDCAサイクルを確立する。
 ◇目的：子供、教師、家庭、地域が協力していじめを防止し、なくすために、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、③いじめの早期対応の3点から対策をとる。
 ◇組織構成：管理職、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、SSW、SCなど、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【関係機関等との連携】

- 県・市教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 児童相談所
- 医療機関
- 警察署など

【教育活動の重点】

◇基礎学力の定着
 [学校]

- 1 楽しく分かる授業を行う。
- 2 読書活動を推進する。
- 3 補充・個別指導を行う。

[家庭]

- 1 親子読書
- 2 家庭学習の継続

◇心の教育の推進
 [学校]

- 1 道徳の授業や体験活動を充実する。
- 2 子供と遊び、話をよく聞く。
- 3 体験活動を実践する。

[家庭]

- 1 一家庭一家訓、ノーマディア等
- 2 地域行事への参加

◇体力づくり・気力づくりの推進
 [学校]

- 1 体育の時間の充実や一校一運動を実践する。
- 2 保健や安全指導を実践する。
- 3 我慢する心を育てる。

[家庭]

- 1 規律正しい生活
- 2 病気の早期発見・治療

【いじめの未然防止】

いじめを防止するためには、子供が安心・安全な学校生活を送ることが不可欠になる。また、子供たちが授業や行事に規律正しい態度で主体的に参加することが大切である。

- 1 居場所づくり
 各学級の中に、子供一人一人の居場所をつくるようにする。そのためには、学級においてよい集団づくりができるように、教師は気を配り、よい支援者になるようにする。保護者は、家庭において子供が落ち着いて生活ができるようにする。
- 2 絆づくり
 子供が自己有用感をもてるように、学級での友人関係を深めるとともに、学年、学校全体での交流も大切にする。また、地域での社会体験、交流体験を通して、絆をつくる。
- 3 分かる授業
 チャイム前着席、正しい姿勢、話す・発表の仕方、聞き方、話し合い方など、基本的な学習態度が定着するように、繰り返し指導する。教師は、教材研究に努め、学年・教科部で連携する。

【いじめの早期発見】

- 1 さ細な変化に気付く。
 日常生活の中で子供の様子に少しで変化を感じたら、教師は積極的にかかわり、子供の心の声を聞くようにする（健康観察、休み時間の様子、日記からも）。保護者は担任に連絡し、学校と家庭の連携を図る。また、アンケートを意識的に行い、活用する。
- 2 問題の有無にかかわらず教育相談でゆっくり語り合う。
- 3 気付いた情報を共有し、速やかに対応する。

【いじめの早期対応】

- 1 事実関係の把握
 いじめと判断した場合、関係する全ての子供たちの事実関係を把握し、担任だけではなく、いじめ防止対策委員会を中核としてチームを編成し、素早く対応し、被害にあった子供を守る。
- 2 被害にあった子供のケア
 被害にあった子供の心に寄り添い、その子供を救うことを最優先に考え、継続的に支援する。
- 3 加害者である子供の指導
 加害者である子供には、一方的に注意するのではなく事情や背景を聞き出し、いじめは人として許されない行為であること、相手の心情を想像すること、再度繰り返さないことなどを指導する。
- 4 対策と各機関との連携
 重大事態であった場合、関係機関と連携をとりながら、必要に応じて、臨時に学級会・学年集会・学級 P T A・総会などを開き、事実の確認と再発防止についての話し合いを行う。また、事件性がある場合は、所轄警察署に相談する。

【生徒指導体制】

○全職員で共通理解を図る。

・週2回の生徒指導連絡会で情報の共有や指導体制の確認をする。

・喫緊な問題が起きた場合は、臨時の連絡会を実施し問題の整理・情報の共有・対応策等について全職員で共通理解を図る。
 ○保護者との懇談を通じ、家庭環境や保護者理解、相互連携を図る。

・年3回の個人懇談週間を設け、全保護者と面談を実施し、家庭での状況を知る。

○関係機関と連携を密にする。

・関係機関職員（SC、SSW）とのケース会議や病院などに相談を行い、計画的で多方面に渡ったアプローチをする。

・学校ネットパトロール事業を活用し、啓発資料を全家庭へ配付する。

9 年間計画

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	進んであいさつをしよう	年間及び1学期の活動計画の検討	加治木小学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	児童会の目標確認 いじめ防止標語作成	各教科における指導計画の確認		いじめ防止基本方針の確認 (生徒指導連絡会)
5	正しい言葉遣いをしよう	実態に基づいた対応策の検討	加治木小学校生活アンケート	道徳(共通主題「相互理解・寛容」)		(子供向け)全体指導 携帯・ネット利用実態調査		具体的な対応の在り方 (生徒指導連絡会)
6	室内の過ごし方をくふうしよう		「得意なこと・苦手なことアンケート」 「学校楽しいーと」	校内一斉人権学習(「ひらく」,「せいかつ」の活用)				家庭との連携の在り方 (生徒指導連絡会)
7	掃除や後片付けをしっかりとしよう	取組の検証	(市)学校生活アンケート(5,6年報告)				個人懇談	(生徒指導連絡会)
8		取組の検証, 2学期の活動計画の検討				(教師向け)ICT研修		生徒指導事例研修
9	自分から進んで勉強しよう	実態に基づいた対応策の検討	(県)いじめアンケート 加治木小学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施		携帯・ネット利用実態調査		(生徒指導連絡会)
10	動作をきびんにし, 集合・整列をはやくしよう		(県)いじめアンケート (集計・報告) 加治木小学校生活アンケート 児童教育相談	道徳(共通主題「思いやり・親切」)			教育相談	具体的な対応の在り方 (生徒指導連絡会)
11	思いやりの心をもって, 友達と接しよう		「学校楽しいーと」 加治木小学校生活アンケート	校内人権旬間 人権標語作成 SOSの出し方教室(学級活動)	あいさつ標語作成		個人懇談	(生徒指導連絡会)
12	気持ちのよいあいさつや返事をしよう	取組の検証, 3学期の活動計画の検討	(市)学校生活アンケート(5,6年報告)			携帯・ネット利用実態を踏まえて学級PTAで啓発		(生徒指導連絡会)
1	廊下, オープンスペースでは静かにしよう		加治木小学校生活アンケート 「学校楽しいーと」	「いじめ問題を考える週間」の実施				(生徒指導連絡会)
2	整理・整頓をしっかりとしよう		加治木小学校生活アンケート	人権学習			個人懇談	(生徒指導連絡会)
3	学校をきれいにしよう	取組の検証 次年度活動計画案作成	加治木小学校生活アンケート	道徳(共通主題「思いやり・親切」)			教育相談 票引継ぎ	(生活指導連絡会)

